

桂川町農業委員会第11回総会議事録

1 開催日時 令和8年2月10日（金） 午後1時30分～

2 開催場所 桂川町役場 301会議室

3 出席委員 10名

正議長	藤 春 郁 夫	5	藤 川 房 信	最適化推進委員	
副議長	原 中 輝 司	6	高 嶋 征 敏	1 1	久 保 正 隆
1	池 部 稔			1 2	金 田 幸 久
2	野上伸太郎			1 3	平 塚 重 義
3	竹 本 貞 男	9	中 嶋 和 幸	1 4	樋 口 重 徳
4	林 英 明	1 0	原 中 壽		

4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第30号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議 案 第31号 桂川町農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- (4)報告事項 第 9号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 横 山 龍 一
係 長 栗 山 久 嗣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	ご起立をお願いします。 只今より令和7年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。 (会長あいさつ)
議長	只今より令和7年度第11回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。7番 山邊俊明委員 8番 神崎宏昭委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を4番 林英明委員 5番 藤川房信委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。
議長	続きまして、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
議長	それでは採決いたします。議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします (全員賛成)
議長	全員賛成ですので、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請

事務局

議長

林 委 員

事務局

事務局

林 委 員

事務局

議長

事務局

野上委員

事務局

議長

事務局

議長

いて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第30号 桂川町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定しました。続きましてその他事項について事務局より説明をお願いします。

【その他事項】

(1) 非農地証明願①

非農地証明願②

(2) 桂川町賃貸借料情報について

(3) 農業女性たちのSDGs学習会の案内について

(4) 産廃についての学習会

(5) 農業委員・推進委員の推薦・募集について

(6) その他

議長 非農地証明願②はなかなか難しいです。家を建てたいというのであれば転用申請が可能です。皆さんどうしますか。

林委員 ここは畔だけの事ですか。

議長 畑としての機能はあります。

高嶋委員 雑種地の申請が取れなかったという事で、法務局に同行したことがありますが、『農業委員会の方で非農地証明は取れます』と言われたので、『では法務局の方では出せませんか』と言いましたら『それはあなたたちが決めることではなく、こちらで決めることなのであなたたちは関係ありません』と言われました。どういうことなのかと思いました。

議長 法務局で農地を守ってもらえれば全部任せますが。

高嶋委員 農業委員会の方で決めることはできないのかなと思いました。

事務局 農地を雑種地、他の地目に替える時は法務局で手続きをしますが、最低条件としては農業委員会が非農地の証明を出すことを求められます。それがないと受付自体をしてもらえません。ですが農業委員会が非農地証明を出せばなるかと言えそうではありません。法務局が現地に確認に行き法

	務局が最終判断をし、了承されれば地目が変更になります。農業委員会で非農地証明が出たとしても100%の確率で地目変更ができるとは限りません。最終決定権は法務局になります。
高 嶋 委 員	『どういったものが判断基準になるのか』尋ねると『表土が載っていない』『耕作地にむいていない』『横に建物が建ち進入できない』という状況が確認できれば出せるという事でした。
野 上 委 員	判断基準は法務局と農業委員会の目線で決定される。農業をされていなが見て分かるものなのか。
樋 口 委 員	雑種地にして駐車場として法務局に提出すると、『駐車場であれば、せめて線を引くなりして駐車場の体をなしていないと』という事でした。
議 長	農業委員会で、雑種地判断をして法務局が認めないというのは滅多にないと思います。 ということで、この土地はどうしますか。
高 嶋 委 員	無理だと思います。
林 委 員	本人が非農地証明をして下さいという事ですか。
議 長	家を建てるとか、倉庫を建てるのであれば転用申請を出せばいいが、この件は今の状態では非農地証明は出せません。 非農地証明願②については、『農業委員会で審議をした結果、非農地証明は出せないという事になりました』という事で報告願います。このような案件の場合、皆さんの方で、難しいという事を伝えてください。
高 嶋 委 員	説明をして、このまま使って、ただ変更だけというのは出来ないという事を知らせて、駐車場又は農地外で使用するのであれば転用申請を提出してもらう様、アドバイスをしたらどうでしょうか。
議 長	畔が50cm全部で1mほど引いてあります。その部分の非農地証明を出してほしいという事です。畔は残っています。
事 務 局	登記上の地目と、課税の評価するものの地目は税の方が判断する形になります。例えば登記上は農地でも実情が宅地であれば、宅地での課税です。この部分がどの様な評価になっているか把握は出来ていません。畑の方は

畑の評価になっていない可能性はあるかもしれません。

窓口で非農地証明の相談があった際、事情は説明しています。状況的に難しい事を伝え『農業委員会で審議してダメになることはあります』とは言っています。但し、この場所をその様に伝えたかは分かりません。

アパートの部分で隣接の部分を引かないといけないという形で、この部分が現在の状態に残っているという事です。

樋口委員 本人は困っている状態です。

議長 どうしても引いてもらわないと隣接してキチキチになっている所もあります。そうすると横の田は5～6mは出来ません。家の裏手にある高台は、無理ですね。使用目的があればいいのですが。

高嶋委員 一括して転用申請を出されて、使用の基準を変えて頂ければ承諾できます。そのまま使用するのであれば、あくまでも農地です。

議長 なので、非農地証明願を提出するのかという事です。

事務局 面積が少ないので、課税されていないのではと思います。ですから税金上の相談ではないと思います。農地になっているが農地として使用できないという事だと思います。

議長 非農地願いを提出するという事は何か目的があるのではないのでしょうか。

事務局 畑の方も畑として活用していないという事で相談に見えました。

議長 現況は畑で今現在、何も植えられていないだけではないですか。

林委員 アパートの横など、農地でなくなった時に広げられたら、田が困るのではないですか。

議長 差し引いた分の土地を非農地にした時は、何かの目的で提出していると思う。

林委員 そうすると、他の田は困ります。

議長 税金のことを調べておいてください。課税されていないのであれば、こ

	のままにしていた方がいいです。非農地は目的がないと出来ません。
高 嶋 委 員	使用目的がはっきりしないものに、除外は出来ません。
議 長	『今の状況ではできません』という事で。
事 務 局	確認します。
議 長	そういう事でよろしいですか。 続きまして賃借料について事務局より説明をお願いします。
	【議案書に基づき説明】 (2) 桂川町賃貸借料情報について
議 長	ありがとうございました。利用権は、金額だけで作っております。以前は農業委員会で最低価格を設定できました。その後、設定できなくなりました。続きまして、その他事項の説明をお願いします。
	【議案書に基づき説明】 (3) 農業女性たちのSDGs学習会の案内について
議 長	時間のある方はぜひ参加をお願いします。
	【議案書に基づき説明】 (4) 産廃についての学習会
事 務 局	大將陣公園の横に産業廃棄物処理場の建設の件ですが、2月21日(土)午後1時30分から住民センター会議室で学習会を開催いたします。
高 嶋 委 員	建設の許可は出ていますか。
林 委 員	まだです。県に申請は提出しています。県では書類が滞りなく進めば許可を出さざるを得ません。本当に産廃であるのか。町にとっても良いものではないので。下の田などは被害が出るのではと心配しています。
議 長	産廃に詳しい人より話をしてもらえますようです。
林 委 員	産廃に詳しい弁護士と大学の先生が説明をされます。

議長 ありがとうございます。続きましてその他事項の説明を事務局よりお願いします。

【議案書に基づき説明】

(5) 農業委員・推進委員の推薦・募集について

事務局 事務局から1点いいでしょうか。先月の農業委員会で取りあげた農地法第3条の許可申請で〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの件です。

〇〇さんが機械を所有していないのに耕作はどのようにするのかという事でした。確認をしたところ桂川町に6,600㎡の田を所有されています。この土地は桂川町内にある土地でした。この農地は利用権を設定している状態です。3条申請の中にも譲り受けた後に、譲り受けた土地に関しては今利用権を結んでいる方に利用権をまた結びたいという意向がありましたので、贈与とかの場合であれば利用権を設定してもいいのではないかという話もありました。そのような形で良ければ、利用権を組んでいる方にこの3条で許可を頂いたところも利用権を組んでいただく様な形に説明しようと思っておりますがよろしいですか。

林委員 先程の〇〇〇〇さんの田を譲り受けた人は農業をしてありますか。

事務局 農業をされています。

議長 議案第31号 桂川町農用地集積計画（所有権移転）については、書面にて原案のとおり決定。

議長 ありがとうございます。以上をもちまして桂川町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

次回の総会は3月10日（火）に行います。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人